

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 こども応援隊
所 在 地	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3-14
評価実施期間	平成21年12月14日～ 12月 15日
評価調査者	HF05-1-0050 HF06-1-0037 HF06-1-0054

※契約日から評価
結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 神戸市立房王寺保育所	種別：保育所
代表者氏名：桂 幸子 (管理者)	開設(指定)年月日： 昭和51年 4月 1日
設置主体：神戸市 経営主体：神戸市	定員 142名 (利用人数)
所在地：〒653-0801 神戸市長田区房王寺町5丁目1-5-100	
電話番号：078-643-2301	FAX番号：078-643-2301
E-mail： @	ホームページアドレス： http://www.city.kobe.lg.jp

(2) 基本情報

<p>理念・方針</p> <p><理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 一人ひとりの子どもの最善の利益を考え、その福祉の増進に積極的に努める。 ◎ 家庭との連携の下に、子どもの状況や発達過程をふまえ、保育所における環境を通して養護と教育を一体とする保育を行う。 ◎ 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。 <p><方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 職員全員が《一人ひとりの子どもを愛情を持って大切に育てる》ことにより、子どもたちが自分も含め《人を信頼し、愛することができる》ようにしていく。 ◎ 職員の共通理解として、一人ひとりの子どもがおかれている状況及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、子どもが安定感と信頼感を持って活動できるようにする。また保護者が安心して預けられる場所にする。
--

- ◎ 子どもの発達について理解し、子ども一人ひとりの特性に応じた配慮をする。生きる喜びと困難な状況に対処する力生きる喜びと困難な状況に対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育する。
- ◎ 子どもが自発的、意欲的にかかわれるような環境の構成をし、子どもの主体的な活動を大切に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるようにする。
- ◎ 職員は子どもの人権に関して十分な配慮をし、文化や環境条件の違いを理解するよう心がける。性差や個人差に留意しつつ性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないよう注意し、子ども同士が互いに尊重し合えるように保育をしていく。
- ◎ 障害のある子どもの保育にあたっては、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた保育ができるよう配慮し、家庭や専門機関との連携を密にする。
- ◎ 保護者とともに子育てをしながら、子育ての喜びや楽しさを伝えあい、保護者と子どもの成長を共感していく。
- ◎ 職員は、常に研修などを通して人間性と専門性の向上に努める必要がある。倫理観に裏付けされた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って一人ひとりの子どもにかかわらなければならない。

力を入れて取り組んでいる点

まず、一人ひとりの家庭環境や子どもの状態をありのままに受け入れ、子どもに応じた関わりを十分に行うこと、そして保護者に寄り添い、ともに子育てしていく姿勢を常に保ちながら信頼関係を深めていくことに努力をしています。そのためにも、職員間の連携をしっかりと取りながら日々の保育の積み重ねを大事にしています。

とても素朴な保育所ですが、子どもにとっても保護者にとっても「もう一つのお家」という存在でありたいと願い、家庭的な保育に取り組んでいます。

職員配置 ※()内は常勤	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	所長	1 ()	主任	1 ()	保育士	15 (1)
調理士	3 ()	管理員 (業務委託)	(2) 交代勤務 制	保育補助	(13)	
	()		()		()	

施設の状況

保育所の所在地は長田区の山手に位置し、兵庫区に隣接し北区にも近く、市営住宅の1階を専有しています。交通便は比較的良いですが、人通りは少なく静かです。近隣の住宅は古くから住んでいる人が多く高齢化が進み、小さな子ども連れの母親も見かけず、園庭開放などの地域の子育て支援事業の利用も少ないです。が、区内公立保育所、地域子育て支援センター、区役所などと連携して事業の充実を図っています。近くの老人施設との交流は計画的にし、小学校とは年長クラスが訪問し交流をしています。

保育所の建物は敷地にゆとりがあり、庭でのびのびと活動できる広さがあります。乳児専用の庭や常設プールも備えています。樹木も茂り、果実も実り、畑では季節の野菜を育て自然や季節の変化を感じることができます。屋内には長く幅広い廊下があり、遊戯室はありませんが空間に余裕があるように感じます。

今年度から枠拡大として受け入れ児童数が12名増加となりました。現在のところは、定員数を下回る在籍数で人数的にはゆとりとしていますが、個々の子どもへの細かい配慮や保護者支援が必要です。アレルギー児の除去食提供やすこやか保育も行っています。朝夕延長保育の利用者数は多くありませんが、毎日実施しています。

3 評価結果

○総評

◇特に評価の高い点

- ・ 管理者である所長は、職員に対し指導力を発揮され、第三者委員会を中心に、自己評価を積極的に実施するなど、質の向上に意欲的に取り組まれていました。
- ・ 職員の研修は、単年度だけではなく継続的にスキルアップするよう、個別の研修計画を作成し、実施されてきました。
- ・ 安全面については、職員間での気づきや、事故防止の改善策を検討するなど、職員全員が意欲的に取り組まれていました。
- ・ 子ども一人ひとりの記録が的確に捉えられ、個々の指導計画に活かされて、所長・主任における指導もされています。
- ・ 行事ごとに保護者アンケートをとり、要望をとらえて計画に取り入れている工夫がみられました。
- ・ 園内は綺麗に清掃、整理整頓され、子ども達が遊びやすい環境作りに保育者が一生懸命取り組まれている姿が伺えました。
- ・ クラス毎にデイリープログラムが作成され、誰もが同じように保育が進められるように配慮されていました。
- ・ 調理の先生方との連携がよくなされ、所にて、栽培されたホウレン草、トマトを食したり、調理の先生がクラスに入り、調理方法を知らせたり等、食育を身近なものとして指導がなされています。

◇特に改善を求められる点

- ・ 市の策定された中・長期計画からの関連性を持たせ、様々な視点から目標を設定し、保育所としての単年度事業計画を策定されてはいかがでしょうか。
- ・ 人事考課基準を策定され、取り組みが行われますが、今後も定期的、継続的な実施がされることにより、保育の質の向上が図られるものだと考えます。
- ・ 質の向上に向け、現在実施されている取り組みを今後も継続される事が望めます。
- ・ 福祉サービスの内容については、今後も1現在の取り組みを継続して実施される事が望めます。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

ゆったりと恵まれたスペースの平屋の建物で、くつろいだ落ち着いた環境への工夫が随所に感じられました。特に園庭には、様々な野菜の畑や、果樹が植えられており、収穫した食材を食事に取り入れるなど、子ども達への食育にも積極的に取り組まれていました。また、1歳半、3歳児検診時に、保育士との懇談があり、所で保護者とともに作成した書面を検診時に提出するなど、保健師との連携がなされています。

今回の第三者評価受審に向けて、所長、主任保育士を中心に、職員全体が組織的に取り組まれ、保育の質向上のために、様々な視点から実践や改善を検討されていました。今後も、継続的にPDCAサイクルを確立し、取り組まれることを期待いたします。

○各評価項目に係る第三者評価結果

(別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ

(別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立している。	
I-1-(1)-① 理念を明文化している。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針を明文化している。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針を周知している。	
I-1-(2)-① 理念や基本方針を職員及び利用者やその家族等に周知している。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>保育の理念は『保育所のしおり』『ホームページ』に明文化されている。</p> <p>神戸市の都市づくりの基本理念「福祉の心が通う生活充実のまち」の実現に向け、福祉サービスの充実、子どもたちの心身の健やかな育成など、公立保育所としての使命や役割を担い、房王寺保育所としては「一人ひとりの最善の利益」「家庭との連携」「地域の子育て支援」などの保育理念を掲げている。</p> <p>理念を基に「一人ひとりを愛情持って大切に育てる」「子どもの取り巻く環境を把握した上で、温かく受容し、安定感と信頼感をもち意欲的、主体的に活動できるよう環境にも配慮する」「保護者と子育てを共感していく」など、保育の基本的な内容や職員規範となる方針が具体的に明記されている。</p> <p>保育理念、方針は、『保育所のしおり』『ホームページ』に掲載され、各部屋にも掲示されている。</p>
--

I-2 計画の策定

	第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。	
I-2-(1)-① 中・長期計画を策定している。	Ⓐ・b・c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画を策定している。	Ⓐ・b・c
I-2-(2) 計画を適切に策定している。	
I-2-(2)-① 計画の策定を組織的に行っている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-② 計画を職員や利用者に周知している。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>『房王寺保育所 総合計画』が策定されており、神戸市の長期的な都市づくり構想の基、「こうべっ子すこやかプラン21」に具体的な目標をおき、公立保育所として行政と共に取り組むべき施策や、保育所単独で取り組む内容が明記されている。</p> <p>『中期3ヵ年事業計画』が策定されており、その計画は、行事や保育内容の充実、地域交流、子育て支援、安全衛生に関すること、また職員研修等、項目毎に目標、達成期日や取組も明記された具体的な内容となっている。</p> <p>事業計画の見直し、策定は年度末に行っている。計画は、所長、主任、年齢別担任から構成されている「第三者評価委員会」が主となり組織的に取り組まれ、単年度の事業計画については、行事終了時や毎月の職員会議において職員や保護者の意見を収集して、次年度の計画に反映されている。</p> <p>職員は年度末の職員会議において計画の内容を確認し、保護者に向けては、『年間計画表』や行事ごとのお知らせを配布するなど、周知への取組が確認できた。</p>
--

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任を明確にしている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>所長の役割と責務は 『保育所運営（所長）マニュアル』に明記されており、『自己目標管理、現状確認表』の項目に従い、年3回、自己評価を実施している。</p> <p>遵守すべき法令はリスト化されていた。また、所長は「情報セキュリティ研修」「コンプライアンス研修」の外部研修に参加し、その内容を職員に伝えるため職場内研修も実施されていた。</p> <p>保育サービスの質の向上への取組として、保育内容や環境面において職員の気づきを収集し、課題を明確にした上で、改善に取り組む「サーベイヤーごっこ」を実施していた。その成果として、特に安全衛生面において、職員の意識の高まりや設備の改善等が確認できた。</p> <p>所長は、地域や保育所の入所状況を把握した上で、市の担当者と、現状の報告、依頼事項、また人員配置等についてヒヤリングを実施していた。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境を的確に把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査等を実施している。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>社会福祉事業全体の動向については、所長会や研修会に参加されたり、また専門機関誌等で状況把握に努めていた。</p> <p>毎月1回、区役所との連絡会において連携を図り、地域の実状を把握し、園庭開放においても利用者にアンケートを実施するなどニーズの把握にも取組まれていた。</p> <p>区からの利用者数の集計、報告により地域の保育ニーズや現況を把握し、その対処として、21年度より低年齢児の定員枠拡大を実施している。</p> <p>公立保育所の経理については、市の担当部署により適切に執行されていることが所長のヒヤリングから確認できた。</p>
--

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制を整備している。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランを確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課は客観的な基準に基づいて行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みを構築している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・-・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画を策定し、計画に基づいて具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行っている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(4)-②	実習生の育成について積極的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c

特記事項

『保育所運営マニュアル』『運営の手引書』に人材に関する基本プランがあり、常勤、非常勤職員の配置基準等が明記されている。

所長は『人事考課マニュアル』に沿って実施し、年2回定期的に職員へのヒヤリングを行っている。また、公立保育所職員としての「職員行動基準の指標」も作成され、所長、調理士、また保育士についてはステップアップに応じた「現状認識表」、「自己目標管理表」を用いて定期的な人事考課も実施されている。

職員への意向調査を定期的に実施し、個別に出勤状況、休暇取得状況を管理している。

所長は年2回、職員への個別面談を実施し、必要に応じて利用できる市職員の相談室も設けられている。

福利厚生事業としては、職員親睦会があり、慶弔金の支給や健康診断等が利用できる。

『保育所職員としてのマニュアル』があり、職員としての心がけや基本姿勢等が明記されている。

職種、キャリア別に、OJT、OFF-JT、SDSに分類された研修体系表があり、個別の研修計画は、年度初めには過去の研修からの連続性にも配慮し、策定されている。

研修参加後、『研修受講報告書』を作成し、月1回の職員会議において報告や必要な資料を配布するなどの取組みがされていた。

『保育所運営マニュアル』に、実習生受入れに関する目的や内容、要領等が明記されている。また受入れ担当者は主任で、養成校や実習生本人の希望を聞きながら、個別に実習プランを組み『受入れ票』を作成している。21年度は4名の実習生受入れがあった。

実習オリエンテーションにおいて、計画的に学べるように日程、及びプログラム、学んで欲しいこと、目的等を明確にしている。また養成校の担当者とも必要に応じ連携をとっていた。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組を行っている。	
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制を整備し機能している。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c

特記事項

安全確保に関しては、「第三者評価委員会」で検討し、『乳幼児が安全に過ごすために』のマニュアルも整備され、大怪我、日常の怪我、発熱時、救急車要請時、防犯、緊急時の連絡方法など種類ごとにわかりやすくまとめられている。職員ヒヤリングでも周知されていることが確認できた。

職員からの『ヒヤリハット』をまとめ、安全確保の改善策も検討されていた。

事故を未然に防ぐために、安全ルールを決めた『遊びの約束』が整備され、『事故防止チェックリスト』で月1回保育の安全面を振り返ったり、『安全点検表』の項目に従い、月1回修繕箇所や施設設備面の不備の箇所も点検され、必要に応じて改善されていたことが確認できた。また、施設内の危険箇所の周知のために『ハザードマップ』も作成されていた。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	(a)・b・c
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	(a)・b・c
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a)・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携を適切に行っている。	(a)・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握し、事業・活動を行っている。	(a)・b・c

特記事項

<p>保育の上でも、子ども達と地域とのかかわりの意義や目的を明確にしている。交流行事としては、「老人ホーム訪問」や「焼いも大会」、園庭開放等も開催され、子ども達がよく利用している近隣の商店と連携を図りながら、安全面の見守り等を依頼したり、中高生のトライアルウイークやワークキャンプの受け入れもされていた。また、所長、及び職員は、区開催の子育て支援事業にスタッフとして参加している。</p> <p>子育て支援の一環として、公立保育所と区が一体となり様々な事業に取り組んでいる。区の子育て支援の広報誌『ふくふくほっぺ』、『よーせて』などの情報を保護者や地域にも掲示や配布で提供していた。</p> <p>ボランティアも、希望があれば受け入れ、『ボランティア受け入れ表』も整備されていた。</p> <p>区役所、保健センター等の関係機関をリスト化し、必要に応じて連携を図りながら子どもの情報を共有したり、保護者の見やすい場所に、1歳半検診のお知らせや、様々な情報が掲示されていた。</p> <p>長田区の合同連絡会において、区役所、学校、民生委員、警察等、各機関との連携をとり、特に近隣小学校とは、行事に招待されるなどの交流もある。</p> <p>虐待のケースにも適切に対応できるように『虐待マニュアル』が整備され、発見した場合は、子ども家庭センターと連携が取れるよう体制が整えられていた。</p> <p>地域の福祉・子育てニーズの把握は、園庭開放や子育て支援事業に参加された利用者アンケートを実施し、『総合計画』の中にも、公立保育所における延長保育、一時保育の実施等、中・長期目標として検討されていることが確認できた。</p>
--

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。	
III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a)・b・c

Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(2)	利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の意向の把握と満足の向上への活用に取り組んでいる。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。	
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㉠・b・c

特記事項

<p>『保育理念』、『職員の心構え』などから、子どもを尊重した保育の基本姿勢がうかがえ、職員会議において周知されている。</p> <p>地域の実態も把握されていて、園庭解放等に反映されている。</p> <p>指導計画は、所長、主任のもと、評価・見直しを行っている。</p> <p>守秘義務については、保育所のしおりに記載されていて、名前の記載、写真を撮る、終了時に小学校へ資料を送る等の承諾書を保護者より提出して貰っている。</p> <p>職員間では、職員会議において、『コンプライアンス研修会』をおこない、規程マニュアル等に基づいたサービスが実施されている。</p> <p>「保育参加」において、少人数での懇談会があり、また、行事終了後に保護者にアンケートを取り、意向を把握し、確認、検討をした記録ある。</p> <p>相談方法が掲示され、『保育所のしおり』にも記載があり、複数の相談相手より選べるようになっている。相談スペースを職員室に設けて、カーテン及び衝立があり、プライバシーにも配慮している。</p> <p>苦情解決の仕組みについては、『保育所のしおり』に記載され、玄関ロビーにも掲示されている。また、各クラスに『お気持ちをおきかせください』のプリントがあり、いつでも書いて提出できるようにもなっている。苦情の内容を検討し、保護者に解決結果を公表した記録ある。</p> <p>『対応マニュアル』があり、保育の改善に反映した記録あり、保育の改善に反映した記録も確認できた。また、見直しは年度末におこなっている。</p>

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組を組織的に行っている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法を確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法を文書化しサービスを提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	㉠・b・c

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録を適切に行っている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録を適切に行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制を確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

特記事項

<p>第三者評価等を定期的を受審してはいないが、園内において、「サーベイヤーごっこ」として、全職員が、『保育内容・環境・どのように改善していったらよいか』と、分析・検討をしている。取組がみられる。</p> <p>職員全員の参画のもと、「サーベイヤーごっこ」の評価結果の分析を行い課題を共有している。上記の課題については、所長・主任のもと、改善がなされている。</p> <p>細かく子どもの様子が記入された『クラス別デイリープログラム』、『土曜日の過ごし方』等のマニュアルが各クラスに設置されて、実施の状況は所長・主任により確認が行われている。</p> <p>質の向上の取り組みとして、年度末に、職員の意見を抽出した記録があり、4月に見直しをし、保護者の要望と共に反映されている。</p> <p>『個別指導計画』の様式があり、内容にばらつきがないよう、作成されている。記録管理の責任者が所長で、規定も定められている。また、コンプライアンス研修により、全職員に周知されている。</p> <p>児童の情報は月一回の『ケース検討会議』において、職員間で共有している。</p>

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始を適切に行っている。	
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c

特記事項

<p>サービス内容が説明された資料として『保育所のしおり』があり、パンフレットは役所やホームページにおいても手に入れることができる。また、見学者の記録もある。</p> <p>『保育を受けるにあたっての費用について』の書面にて、保育料、延長料、主食費、保険、独自の費用等の説明をし、同意書を保護者より提出してもらっている。</p> <p>『保育引継ぎ所作成、送付対応マニュアル』があり、引継ぎに関する文書が定められている。又、保育終了にも保護者に対して、相談方法歩や担当者についての案内分を配布している。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントを行っている。	
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画を策定している。	
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>児童個別に『アセスメントシート』があり、毎年、年度末に会議にて見直しを行い、新入児童は4月に作成している。</p> <p>『アセスメントシート』の中に、一人ひとりの課題が明記されている。</p> <p>毎月1回、『保育検討会議』が開催され、クラス・個別の指導計画について話し合いがもたれ、所長・主任の確認及び指導がなされている。</p> <p>月に1回、『保育検討会議』があり、指導計画の見直しがなされ、出席できなかった職員においては口頭と書面にて周知を行う。緊急の変更においては、所長の指示のもと、全職員に伝えられ変更が速やかになされている。</p>

評価対象Ⅳ 実施する福祉サービスの内容

Ⅳ-1 子どもの発達援助

	第三者評価結果
Ⅳ-1-(1) 発達援助の基本	
Ⅳ-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成している。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2) 健康管理・食事	
Ⅳ-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映している。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
Ⅳ-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、	Ⓐ・b・c

	適切な対応を行っている。	
IV-1-(3) 保育環境		
	IV-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-1-(4) 保育内容		
	IV-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が体験できるように配慮している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
	IV-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c

特記事項

『保育課程』は、児童憲章等の趣旨をとらえて作成されており、『指導計画』まで落とし込まれている。

園庭解放においてアンケート調査を行うなど、地域の実態も把握されている。実際、保護者アンケートからの意見で「親子ふれあい会」の見直しがなされ、「夏祭り」に組み入れられる等、意向を考慮された事が確認できた。

月に一回、『指導計画』が見直され、次月の計画に生かされている。

年度初めに、『児童票』、『アセスメントシート』により、子どもの状態を把握し、日々の健康管理は『健康連絡票』で保護者からの情報を得られるようにしている。

健康管理に関するマニュアルも整備され、『児童の負傷と疾病と対応の記録』があり、園での怪我や病状を保護者に伝えている。また、体調のすぐれない子どもは、職員室で過ごすなどの対応をしている。

健康診断結果は全職員に回覧し、周知がされており、保護者には、個別にプリントにて配布されている。また、医師とのカンファレンス記録があり、手洗い励行等の指導をうけていた。

歯科検診結果は個別に配布され、検診後、虫歯のある子どもが多いことから、歯磨きの指導を行うなど、保育に反映されていた。

『感染症マニュアル』があり、発生状況を保護者や職員に通知していた。実際に、インフルエンザの発生状況の掲示もされており、かかっている子どもの数を毎日保護者に知らせている。

『食育計画』があり、子ども達で、野菜(ほうれん草・大根・玉ねぎ・サツマイモ・ピーマン・

ナスなど)を育てて収穫し、給食にて食べたり、食事スタイルの工夫として、クリスマス会では、バイキング給食をおこなっていた。

偏食の子どもへは、声かけをおこない、食べるように励ますが強制はしていない。

苦手なピーマンを自ら育て、収穫することで食べることができたり、調理方法を聞くことで、食べたい気持ちを持たせる取り組みなどが行われていた。また、クラスごとにおかわりが用意され、個々の状態にも配慮がなされている。

『給食検討会』において、個別に子どもの状態を把握し、発育に応じて、きざみや離乳食等配慮している。季節の果物、栗ごはん等、旬のものを取り入れ、手作りおやつも多い。

調理担当者は、食事の様子を見たり、子どもたちと会話を交わす等、交流があり喫食状況の把握に心がけている。

『給食日誌』においても、食事の様子を見た記録や残食の記録が確認できた。

献立表があり、毎日サンプルを掲示し、献立の食材を知らせ、食への関心を高めている。また、保育参加において試食を行ったり、おたよりの「食育・一口メモ」にて、食事の重要性を知らせている。

『アレルギー対応マニュアル』があり、除去にあたり、アレルギー専門医により指示の記録、および依頼書を保護者より提出してもらっている。

誤食防止のため、アレルギー食の食器にはクリップで名前をつけ、調理担当者、保育士双方で確認し対応している。

指導計画に、寝具の清掃が記入されるなど衛生面にも配慮され、また、保育室を清潔に保ち、砂場にはシートをかけて糞尿の混入を防ぐ等の措置も行っている。

また、安全面において、トイレは個々の子どもに合わせて使えるように、ドアつき、カーテンつき、オープンなものがあり、危険のないようにされ、また、遊具においても、月に一回、安全点検を行っている。

保育士がいつも身近にいて、子どもの状態に合わせて、細かな配慮がなされ、花や、どんぐり、松ぼっくりなど季節感を出すような保育環境が工夫されている。園庭で遊んだり、散歩に出かけたり、野外での活動も多い。

穏やかで落ち着いた話し方で、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止める取り組みがうかがえる。泣いている子どもに対しては、近くに行きやさしく声をかけたり、肩を抱いたりする様子が見られた。

『指導計画』に「排泄」「睡眠」「着脱」に関する配慮が記載され、子どもの気持ちを大切にしながら、一人ひとりの発達段階に応じた援助がなされている。また、着替えやすいようにスペースが確保されていたり、乳児トイレに暖房を入れるなどの環境配慮もみられた。

全ての保育室で、おもちゃが綺麗に整理整頓され、子どもが取り出しやすく片付けやすい工夫がなされていると共に、年齢や発達段階や、その時々の子どもの興味に応じて、おもちゃの入れ替えをしたり、子どもが自らやってみたいと思うような働きかけが行われている。

散歩や「もちつき」などの季節行事、また、「老人ホームへの訪問」や「中学生との交流」等が『指導計画』に記載され、散歩に行った際には自然物を持ち帰るなど、季節を感じる事のできる配慮がなされていた。

製作や楽器遊びなどが『指導計画』に記載され、自由遊びの際には、子ども達が自分で遊べるようにクレヨンや粘土、折り紙等が保育室に置かれている。また、紙芝居や絵本も多くあり、自由に見えるスペースが設けられているとともに、日々の保育の中で日課として読み聞かせも行われている事をヒヤリングにて確認した。

『指導計画』の中に、人間関係でのねらいが記載されており、日々の保育の中でも、幼児クラス全員で、園庭遊びのルールを確認し合ったり、けんか等のトラブルもお互いの気持ちに配慮しながら対応している事をヒヤリングにて確認した。また、水道の順番を待てるように保育室の床にマークが付けてあるなど、ルールを知らせる為の保育者の配慮がみられた。

人権に関する研修に参加し、その内容を全体会で報告し、周知している。また、日々の保育の中

で、歌や絵本などの教材や、子ども達同士のトラブルを通して互いを尊重する気持ちを伝えていると共に、懇談会の場を利用して、保護者にも保育者の思いを伝えている事をヒヤリングにて確認した。

女の子だから、男の子だからという固定観念をもたない保育に取り組んでおり、名簿やロッカー等の順番も月齢順になっており、グループ分けをする際も、男女混合で行っている事をヒヤリングにて確認した。

面接時に調理担当者と保護者を交えて、子どもの食事段階を確認し合い、更に毎月の給食検討会で相談しながら個々に応じた食事を提供している。

子どもの発達段階に見合った保育環境の中で、触れ合い遊びを行うなど、ゆったりと優しく関わりを持っている。また、中庭を上手に利用して、戸外遊びも行われている。

午睡時にSIDS防止のためのチェックが30分ごとに実施され、『睡眠チェック表』に記入されている。

延長時には、それぞれのコーナーで子どもが自分の好きな遊びが出来るように配慮している事をヒヤリングにて確認した。また、保護者への伝達事項は、同一様式用の紙を活用し、担当保育者から保護者へ伝達されている。伝達後は所定のノートに添付され、伝達した事が確認できる仕組みができています。

延長保育時のおやつは、『延長日誌』、『給食日誌』に記載されていると共に、保護者に対して展示食横の掲示板に記載されている。

障害児保育は、担当保育士により毎月『個別指導計画』が立てられ、毎日の様子は、ノートに記録している。また、障害児保育に関する研修にも参加し、職員会議で報告されている。

区の保健師との細やかな連携が取れており、適宜助言をもらっている。また、巡回指導等での経過記録は職員で回覧し、周知されている。

IV-2 子育て支援

	第三者評価結果
IV-2-(1) 入所児童の保護者等への育児支援	
IV-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	Ⓐ・b・c
IV-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	Ⓐ・b・c
IV-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
IV-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	Ⓐ・b・c
IV-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	Ⓐ・b・c
IV-2-(1)-⑥ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a・b・Ⓒ

特記事項

送迎時の口頭での会話と共に、『乳児保育保健記録票』、『幼児保育連絡票』によって必要事項の連絡が毎日行われ、また子育てに関するお知らせ等が掲示板に掲示してある。
『保護者との連携のために』という様式が作成され、保護者からの相談内容が記録されている。
保護者との共通理解を図るために、保育参加や保護者参加行事の機会を利用して、クラスや個別での懇談会を行っている。
『虐待マニュアル』が整備され、虐待に関する研修にも参加し、職員会議で対応の仕方を周知している。また、虐待の疑いのある子どもを発見した場合は、所定の様式を活用して、子育て支援部と密に連携をとっている事を確認した。
『虐待発見時の連絡手順』が明示されていた。
一時保育実施の保育所に指定されていない為、実施なし。

IV-3 安全・事故防止

	第三者評価結果
IV-3-(1) 安全・事故防止	
IV-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施している。	Ⓐ・b・c
IV-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	Ⓐ・b・c
IV-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	Ⓐ・b・c
IV-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	Ⓐ・b・c

特記事項

調理士を中心に神戸市の『大量調理衛生マニュアル』に沿って調理を実施している。
また、『衛生管理チェック表』により、安全で安心な給食を提供できるように体制を整備していると共に、衛生管理に関する研修にも参加し、職員会議にて周知している。
『食中毒対応マニュアル』が整備され、食中毒に関する研修内容と共に、職員会議にて周知されている。
所独自の『ハザードマップ』や『安全点検チェック表』が作成され、月1回のチェックが行われ、安全箇所等は年度末に職員会議で検討見直しが行われている。
また、職員から出された『ヒヤリハット事例』を活用し、事故防止に努めると共に、発生した事故に関しては、『ヒヤリハット報告書』として、職員に回覧し、周知されている。
長田警察署と連携して年一回子ども達を対象に交通指導や、不審者への対応などの指導を実施している。
『災害時の対応マニュアル』があり、各クラスに置かれている。また、火災・地震・洪水・不審者・ガス漏れに対しての避難訓練が毎月計画、実施されていることを『避難訓練実施記録』により確認した。
所独自の『防犯マニュアル』があり、職員室に掲示され、各クラスにも置かれている。また、年度末には必要に応じて見直しが行われている。

